

分野 福祉

項目 よりよい介護保険制度にするために

利用者と介護事業所の深刻な実態の解決をはかれ

2006年(平成18年)12月議会

◆16番(戸上幸子君) 一般質問を行います。介護保険法が4月から改定され、鳥羽でも低所得者や軽度者から介護取り上げという事態が起こっています。パールプラン21でうたった「ぬくもり、ふれあい、いきいき鳥羽市」を目指す本市が、公的介護制度をどう守っていくのか質問します。

1、「パールプラン21」の進捗状況はどうか。その中で派生している問題点をどう認識していますか。

2、法改定から8カ月が経過し、利用者と事業所に深刻な影響を与えています。

イ、市は現状をどのように調査し、その結果はどうか。

ロ、結果に基づいてどう改善しましたか。改善計画はどうか。

3、改定によって、介護ベッドなど福祉用具の取り上げ事態が起きました。市内の福祉用具事業所である鳥羽磯部漁協でも、これまでは利用できた介護1の人からベッドを取り上げねばならないという事態が起きました。余りにもお気の毒だと漁協の担当者と社協、ケアマネが連携をして、介護保険外で少しでも安いレンタルベッドを借りられるよう手配をし、対応しました。最後には、社協に1台残っていたベッドを貸す事態もありました。今後、必要でありながら介護保険等で適用されない市民への対応をどうするのか伺います。

4、65歳以上の介護保険料が、平均月額2,440円から3,800円に値上げとなりました。ことしから住民税の高齢者非課税措置が廃止され、保険料の所得段階が上がったことも相まって、高い介護保険料負担に対して高齢者から悲鳴が上がっています。本市は、特に生活保護基準以下の国民年金受給者も多く、市独自の保険料の減免制度を制定すべきではありませんか。

5、地域包括支援センターは、市が運営に責任を持ち、高齢者の実態把握とケアマネジャーへの支援など、地域の高齢者のあらゆる相談にこたえる拠点とされています。その体制はどうなっていますか。少人数の担当者任せになっていませんか。同センターの具体的事業の展開にふさわしい体制が不可欠です。事業展開と体制をどう考えていますか。

6、市内の介護事業所は鳥羽の介護を支え、担う大事な存在です。改定によって事業所経営も困難に陥っています。民間任せでは市の責任は果たせません。実態把握をしましたか。事業所は利用者の安定した確保とサービスの質の向上で経営困難を乗り越えていく努力を今しております。事業所の行政に対する要望にどうこたえていくのですか。

7、離島の高齢者の暮らしと介護を住みなれた地域でどう支えていくかが焦眉の課題となっております。パールプランは離島には居宅サービス事業所が少なく、施設利用率が高くなり、それが本土に比較して一人当たりの費用額を高めていると分析しております。本土では一人当たり約14万4,800円が離島では16万3,400円で、1万8,600円ほど高くなっています。離島では特に坂手など急な坂が多いところも多く、十分まだ自宅で生活できる力があっても、足などが悪くなると住めなくなる現実があるからです。離島の高齢者対策を促進すれば、介護財政自体も助かることとなります。

例えば、厚生労働省が国民年金などの低所得者対策として進めている生活支援ハウス、全国にありますが、こうした生活ハウス事業や小規模多機能施設等の整備を検討すべきときに来ているのではないかと。

以上、質問をいたします。

◎健康長寿課長(北地正則君) 議員の第3問目について、私からお答えをさせていただきます。

第3期介護保険法が平成18年4月に改正され、その見直しの基本的な視点は、明るく、活力ある超高齢者社会の構築、制度の持続可能性、社会保障の総合化となっており、具体的には予防重視型システムの確立、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立など五つの柱で構成をされています。

議員質問の1点目についてでございますが、パールプラン21は平成18年度から3カ年のプランとなっており、計画の各事業は地域包括支援センターが中心になり、地域支援事業として介護予防事業、包括的支援事業、2事業を行っております。そのうち介護予防事業につきましては、保健師と連携をしながら市内各事業所の協力により進めているところでございます。しかしながら、地域包括支援センターの行う各事業が高度化、専門性が求められていることから、計画の推進を図るためには地域包括支援センターと保健師の連携に加えて、組織の機能の強化、体制の増強を図りながら地域住民や関係団体、関係事業所の協力をいただくことが必要であると考えております。また、サービス基盤の整備につきましては、事業所に対しての適切な助言などを行ってまいりたいと考えております。

次に、第2点目につきましては、利用者と事業所に対しての調査は行っておりませんが、サービス利用者には包括支援センターの職員が、また事業所には月に2回ほど3名の介護相談員を派遣し、相談やいろいろな苦情を受けております。今回の法改正により、軽度の介護サービス利用者がこれまで制限なく利用を受けられていたデイサービスやホームヘルプサービスの回数が制限されたほか、提供されるサービス内容も制限がされています。また、事業所においては軽度者に対するデイサービスやホームヘルプサービスが定額報酬になるとともに、サービス単価が全般に見直しがされ、切り下げが図られました。特にデイサービスにおいては従来どおりのサービス内容だけでは約50%程度の報酬しか受けられないことから、事業所の経営には深刻な影響を与えていることは承知をしております。

これらは法改正に起因するものであり、市民や事業所からの苦情には市単独で解決できることは少ないために、今後さらなる改正が必要な事項につきましては、市長会や県を通じて国に要望をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、第3点目の福祉用具貸与の件についてであります。今回の法改正により、よりサービスの必要性の高い中・重度者の方に対する支援を強化、重点化されたからであります。しかし、軽度者の方に対しても身体状況に応じて、一定条件により必要と判断された方については引き続き利用できることになっています。今回の改正において、本市では7名の方がベッドのレンタル料が介護保険給付の対象外となっています。対象者の方々については、介護事業者等の配慮により介護保険適用時と変わらない料金で利用をしてもらっているところであります。今後も介護事業者等の協力を得ながら、新たな福祉用具の利用希望者が不利益をこうむることのないよう配慮していきたいと考えております。

次に、第4点目の介護保険料の減免についてであります。介護保険は社会全体で支え合おうとするものであり、保険料を支払った方に対して必要な保険給付を行うものであります。保険料について国の考え方は、保険料の全額減免、収入のみに着目する一律減免、保険料減免に対する一般財源の繰り入れについては適当でないとの考え方があります。

本市においても、生活困窮者に対する保険料の減免規定は設けられていません。しかしながら、減免規定の設置はできることになっていることから、今後、低所得者対策として各市の状況も勘案しながら、新たな減免措置の設置に向けて進めていきたいと考えております。

次に、第5点目につきましては、本市の地域包括支援センターは国の基本的指針に基づき、鳥羽市社会福祉協議会の協力を得て、保健師、ケアマネジャー、社会福祉士の3名体制により本年4月にスタートした新しい制度であることから、課内や社会福祉協議会との連携を図りながら住民サービスに支障のないよう取り組んでいるところであります。

現在、地域包括支援センターは3職種、3名体制で業務を展開していますが、業務量の増加が見込まれる中、社会福祉協議会との連携を密にしながら、本市の特性や業務執行状況を初め、担当職員の健康状態にも配慮しながら住民サービスに支障がないよう努めていきたいと考えております。

次に、第6点目についてであります。今回の法改正は平成17年10月に施設系の介護報酬の見直しが行われ、平成18年4月に全面的に報酬の見直しがされたところであります。特に、居宅系サービスについては介護報酬に加えてサービスの内容も大幅な改正がなされたことにより、従前のサービスだけでは報酬が減少することになりますが、選択的サービスの提供により報酬を加算できることになっております。

今後、事業者に対する積極的な支援は難しいことから、包括支援センターで行っています事業所会議やケアマネ会議において、各事業所の問題点や改善点について協議していくとともに、サービス提供者がサービス提供をしやすい環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、7点目についてですが、議員ご指摘のとおり、答志島には民間参入によるデイサービスセンターと神島には市の介護予防施設しおさいが開設されていますが、他の離島には介護施設はない状況であります。離島

の介護認定者には手軽にサービスを受けられる機会が少ないことから、平等性を考慮すると離島においてもサービス施設の必要性は感じておりますが、どのような施設が必要か、地域住民のニーズも含め検討をしていきたいと考えております。また、今後、他の離島についても民間事業者が参入しやすいような環境整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りまして私の答弁とさせていただきます。

◆16番(戸上幸子君)いろいろ聞きました。利用者と事業所に深刻な影響が出ている問題なんですけれども、例えば社協で働いていらっしゃる方などに聞きますと、要介護1から要支援になったことでデイサービスの回数が少なくなって、もう介護予防どころか、介護悪化になっているとかですね。年々保険料も上がる一方でサービスの利用が制限され、不満を感じている人が非常に多くなっているとか、現場の人たちがいろんなそういう声を幾つも上げております。これぐらい厳しい実態に陥っているということです。社協でもこうですから、民間の事業所でも同じような、またもっとひどいような状況が起こっていると思います。ここを押さえていろいろ考えていく必要があると思います。

福祉用具の問題ですけれども、これは取り上げが7名あったということで何とか現場の努力で対応しましたんですけれども、今後、いろんな施策を考えていくという方向でしたけれども、それはぜひそういう方向でお願いしておきたいと思えます。それと、具体的にはそれはどういう形で考えているのか、その点もお答えいただきたいと思えます。

次に4番目です。保険料の減免制度です。松阪市の例をちょっと紹介したいと思えます。松阪市では生活困窮の方の減免をしております。所得段階で一番低い第一段階と第二段階の人で、例えば単身であれば60万円以下とかですね、本当に生活保護以下なんです。担当者に実績はどうなんだと聞きました。そうしましたら、平成17年度は28件だったと。18年度になってこの10月までの7カ月間で42件にふえたと。だから、非常に厳しい市民の暮らし状況がわかると。担当者は納付しにくい市民の負担が軽くなるという面で役立っている。また滞納を抑制する効果も果たしているのではないかという評価をしておりました。松阪でも国民年金額が低くても生保は受けたくない、そういう方もいるということで、そういう本当の弱者救済に役立っているということでした。

こうした例もぜひ参考にさせていただいて、つくっていただきたいと思えます。検討をするということでしたけれども、実際、この2,440円が値上がりしたのがこの4月からで、もう悲鳴が上がってるわけですね。ですから、一刻も早く整備をしていただく必要があると思うんですけれども、実施のめどをどう持っているのか、その点もお聞きしたいと思えます。

次に、5点目の地域包括支援センターです。今は、本当は3職種いないといけないわけですね、国のあれによりますと。しかし、一つ欠けて社会福祉士がいないわけです。ですから、非常に不十分な体制でスタートしております。これをきちっとした体制にする必要があります。これまで社協から来てもらったりしてましたんですけれども、やっぱり基本的に社会福祉士など専門職を市として採用していくことが、どうしてもこれ避けられない課題になってきていると思うんですけれども、その点でどう考えているのかお聞きします。

次に、離島の問題です。私が紹介しました生活支援ハウス、これは一つの案であるわけですけれども、これはひとり暮らしが不安になってきた高齢者がみんなで暮らす家です。軽費老人ホームをもっと小さくした、地域になじんだ家庭的なものなんです。厚労省の運営事業の実施要綱を見ますと、その内容を「高齢のため居宅において生活することに不安のある者に対し、住居を提供すること。通所介護、訪問介護などのサービスと福祉サービスをする場合には利用手続の援助をする。地域住民との交流のための事業と場を提供する」ということもあります。もともとは豪雪地帯限定の事業でしたけれども、非常に使いやすい事業だということで各地に広がりまして、いつかは町中でもよくなって、現在離島振興法地域でもオーケーです。

魅力は二つあります。建設費に3,000万円の交付金措置があること。もう一つは、これは介護保険外の施設なので介護保険料の値上げにはね返らないということです。先日、大紀町の生活支援ハウスを私も視察してきましたが、個人の部屋が7室、広い集会室やボランティア室もあります。地域の方にも開放されております。運営費は現在434万円ですけれども、利用者負担は毎日、1日300円です、所得の低い人であれば。

こういうことですので、ぜひ検討もしていただきたい。緊急課題としていただきたいと思えます。その

点でも答弁を求めておきます。

以上で2問目の質問を終わります。

◎健康長寿課長(北地正則君) 議員の2回目の質問にお答えをいたします。

今回の介護保険制度の改正によって、介護サービス利用者の苦情は、内容については高くなった保険料、あるいはサービス内容、介護度の認定基準への不満が多く、特に介護度が低い方からの苦情が多く寄せられております。その中で、また事業所からの苦情のほとんどには報酬単価が低くなったことから事業の運営に支障を来している、というような内容のものとなっております。

このようなことを受けとめ、苦情も多いことから、先般、担当職員に指示しまして1月の半ばごろには各事業所へ出向いて、生の声を利用者並びに事業者等のを聞いた上で、今後の事業所会議あるいはケアマネ会議などで問題点あるいは改善点を見つけて、少しでもサービス利用者が有利になるような形の中での調整をしていきたい、そういうふうを考えております。

次に、保険料の減免についてであります。議員ご承知のとおり、本市の減免規定は被災者等になった方や、著しく収入が減少した方だけが減免対象となっております。1回目でもお答えさせていただきましたとおり、生活困窮者に対する規定がないことから、関係部署との調整を図りながら減免規定の制定については早急に、できるだけ早いうちに対処していきたいと考えております。また、この時期、介護保険計画策定時においては生活困窮者に対する保険料の減免や収入に対する保険料の段階を見直した上で、計画を策定をしていきたいと考えております。

次に、包括支援センターの職員体制についてであります。地域包括支援センターは専門的な知識と経験を有することが必要でありまして、基本的に市の職員で構成していくことが望ましいと考えております。今後、要援護者やひとり暮らし老人などの調査をすることによりまして、特定高齢者を把握すると同時に、高齢者虐待への対応が要求されてくることから、事業量の増加が見込まれ、地域包括支援センター職員の増員も含め、関係部署との協議を図りながら適正な職員体制を図っていきたいと考えております。

次に、生活支援ハウス等の件につきましては、議員からいい提案をいただきました。その中で今後検討課題として研究をさせていただきたいと考えております。

以上、ご理解をいただきまして、私の答弁とさせていただきます。